

# 官報

號外 昭和十二年八月八日

## ○第七十一回 貴族院議事速記録第十一號

昭和十二年八月七日(土曜日)午前十時十二分開議

第八 自昭和十一年一月至同年三月昭和十年度特別會計第一豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付)

第九 自昭和十一年一月至同年三月昭和十年度特別會計第二豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付)

第十 自昭和十一年一月昭和十年度特別會計豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付)

第十一 昭和十一年度特別會計豫備費支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付)

第十二 昭和十一年度特別會計豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付)

第十三 船員法改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第十四 通信事業特別會計ニ於ケル簡易生命保険及郵便年金ノ事務ノ取扱

第十五 燃料國策ニ關スル建議案(公爵島津忠重君外五名發議)

第十六 函館本線余市驛、積丹郡余別村間ニ鐵道敷設ノ請願

第十七 小樽港鐵道省埋立地内ニ漁船揚場設置ノ請願

第十八 橫莊鐵道買收ニ關スル請願

第十九 公社債證書ニ紀元年數記載ノ請願

第二十 靜岡縣小笠、榛原ノ兩郡南部ニ酒精工場設置ノ請願

第二十一 アンゴラ兔飼養獎勵ニ關スル請願

第二十二 豫定線釜石、盛間鐵道速成ノ請願

第二十三 釜石港ニ防浪建築築造ノ請願

第二十四 雪國地方土地賃貸價格調査ノ請願

第二十五 草類關稅改訂ニ關スル請願

第二十六 吳線安藝阿賀、藝備鐵道

第二十七 船員法ノ適用ヲ受ケサル船員ニ對スル法令制定ノ請願

第二十八 燒津漁港修築ノ請願

第二十九 因美線津山、片上鐵道柵原ノ兩驛間鐵道敷設ノ請願

第三十 函館本線南小樽驛改築ノ請願

第三十一 船員法ノ讀會ノ續(委員長報告)

第三十二 船員法改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第三十三 船員法改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第三十四 船員法改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第三十五 船員法改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第三十六 船員法改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第三十七 船員法改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第三十八 船員法改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第三十九 船員法改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第四十 船員法改正法律案(政府提出、衆議院送付)

(石橋書記官朗讀)

明治二十五年三月三十日  
第三種郵便物認可

昨六日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

昭和十二年度歲入歲出總豫算追加案(第二號)

昭和十二年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第二號)

昭和十二年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第三號)

昭和十二年度農村負債整理資金特別融通及損失補償法案

昭和十二年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(第三號)

昭和十二年度農村負債整理資金特別融通及損失補償法案

昭和十二年八月八日 貴族院議事速記録第十一號(議長ノ報告)

大正十二年法律第五十二號中改正法律案  
同日本院ニ於テ承諾スルコトヲ議決シタル  
左ノ政府提出案ハ即日之ヲ奏上シ又承諾ス  
ルコトヲ議決シタル旨ヲ衆議院ニ通知セリ  
昭和十二年勅令第百三十號  
同日北支事件特別稅法案特別委員會ニ於テ  
當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ  
委員長 伯爵酒井 忠正君  
副委員長 男爵松岡 均平君  
燃料國策ニ關スル建議案（公爵島津忠重  
君外五名發議）  
同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府  
提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セル旨  
ノ通牒ヲ受領セリ  
裁判所構成法中改正法律案  
大正十年法律第二百二號中改正法律案  
刑事訴訟法中改正法律案  
同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ  
船員法改正法律案可決報告書  
本日政府ヨリ左ノ答辯書ヲ受領セリ  
貴族院議員侯爵徳川義親君外五名提出度  
量衡制度ニ關スル質問ニ對スル答辯書  
〔左ノ質問主意書及答辯書ハ朗讀  
ヲ經サルモノ参照ノタメ茲ニ載錄ス〕  
度量衡制度ニ關スル質問主意書  
一、現行度量衡法ハメートル法ノ強制統  
一ノ主義ニ基クモノナルガ我國ニ於  
テハ古來尺貫法慣用セラレ歴史及文  
化ノ經緯トナリ國民生活ノ基準ヲナ  
セルガ故ニ之ヲ廢棄シテメートル法  
ノ使用ヲ強制スルハ到底ソノ實現ヲ

期シ難キノミナラズ國家財政多事窮迫ノ際土地臺張等ノ改刪ノ如キハ至難ノ問題ニ屬シ且ツ民間經濟亦多年不況ニシテ殊ニ農村及中小商工業ノ疲弊セル今日度量衡ノ根本的變革ヲ行フハ不可能ト謂フベシ。他方朝鮮及臺灣ニ於テハ曩ニ尺貫法ノ實施ヲ勵行シ漸ク之ガ普及ヲ見ルニ至レルノ時再び變更スルハ我帝國ノ威信ヲ傷クベク更ニ外國貿易關係等ニ於テハ廣範圍ニ瓦リ依然ヤードボンド法ノ併用ヲ認ムルノ已ムヲ得ザルモノアリ、依は觀之メートル法統一ノ主義ニ立脚スル現行度量衡法ハ我國情ニ副ハザルコト瞭カニシテ一般國民へ度量衡ノ混亂ニ惱マサレ一日モ速カニ之ガ解消調整ヲ翹望スルヤ切ナルモノアリ、依テ該法ヲ尺貫法及メートル法併用ノ主義ニ改正スベキハ多言ヲ俟タザル所ナリ。今ヤ猶豫期間モ滿了期ニ切迫シ此上ノ遷延ヲ許サドアルモノアルガ故ニ次期議會ニ於テ必ズ之ヲ解決シ國民ヲシテ歸趣スル所ヲ知ラシムルコト極メテ緊要ナリ政府ハ宜シク度量衡制度調査會ノ審議ヲ促進シ眞ニ我國情ニ即シタル制度ノ確立ヲ期スルノ要アリト信ズ之ニ對スル政府ノ所見如何

計算ニサヘ支障ヲ來シ家庭及社會ノ  
實情ニ副ハザルコト甚シク國民ノ等  
シク遺憾トスル所ナリ當局ニ於テハ  
篤ト反省考量ヲ加ヘ尺貫法ニ關スル  
知識ヲ充分ニ教授シ歴史文化等我國  
情ニ即シタル知識操ノ涵養ニ資シ  
以テ教學刷新ノ效果ヲ擧グル様最善  
ヲ期セラル、コト必要ナリト思考ス  
之ニ對スル政府ノ所見如何

提出者	侯爵島津 資成者	公爵柳原 義光	伯爵柳原 義光
男爵千秋	公爵伊藤 國順	公爵山縣 重成	公爵山縣 重成
菅原 通敬	公爵岩倉 具榮	侯爵山内 豊景	侯爵山内 豊景
	侯爵四條 隆愛	侯爵淺野 長之	侯爵中御門 經恭
	侯爵細川 護立	侯爵佐竹 義春	侯爵佐竹 義春
	侯爵大隈 信常	侯爵佐竹 義春	侯爵佐竹 義春
	侯爵小村 捷治	伯爵松木 宗隆	伯爵松木 宗隆
	伯爵山田 英夫	伯爵黑木 三次	伯爵黑木 三次
	伯爵酒井 忠正	男爵坂本 俊篤	男爵坂本 俊篤
	男爵大井 成元	子爵梅小路 定行	子爵梅小路 定行
	子爵松平 直平	子爵青木 信光	子爵青木 信光
	子爵冷泉 爲勇	關屋貞三郎	關屋貞三郎
子爵伊集院 兼知	子爵白川 資長		
子爵西太路 吉光	子爵野村 益三		
子爵今城 定政	子爵高倉 篤麿		

男爵金子 有道	勝田 主計	小久保喜七
男爵今枝 直規	坂西利八郎	若尾 章八
太田 政弘	男爵小畑大太郎	大橋新太郎
男爵菊池 武夫	男爵福原 俊丸	堀啓次郎
結城豊太郎	柴田善三郎	内藤 久寛
男爵有地藤三郎	男爵淺田 良逸	瀧川 儀作
男爵黒田 長和	男爵井田 磐楠	小倉 正恒
男爵岩倉 道俱	男爵今園 國貞	林 平四郎
男爵渡邊 汀	今井田清徳	森 平兵衛
黒崎 定三	大橋 八郎	上郎 清助
男爵高木 喜寛	男爵松尾 義夫	金杉英五郎
男爵前田 勇	男爵井上 清純	高鳥 順作
男爵高崎 弓彦	男爵伊江 朝助	武井覺太郎
男爵周布 兼道	男爵大藏 公望	磯村豊太郎
男爵矢吹 省三	男爵北島 貴孝	金子元三郎
男爵伊藤 文吉	男爵足立 豊	藤原銀次郎
男爵關 義壽	男爵三須 精一	油井 德藏
男爵松平外興麿	男爵松田 正之	細田安兵衛
男爵橋元 正輝	男爵安場 保健	鈴木 幸作
男爵岩村 一木	男爵山根 健男	長野 忠次
男爵徳川 喜翰	高田 早苗	佐々木八十八
橋本圭三郎	市來 乙彦	三木與吉郎
坂野鉄次郎	平沼 亮三	山本 米三
山岡萬之助	遠藤 柳作	田中德兵衛
宮田 光雄	岡田 文次	大澤徳太郎
有賀 光豊	赤池 濃	野村 德七
青木 周三	山上 岩二	鶴澤 總明
松村 義一	松岡 潤吉	平尾喜三郎
太塙 惟精	氏家 清吉	久米田新太郎
松本 學	吉田 茂	仲田傳之駿
加藤政之助	上野喜左衛門	鶴澤 總明
	瀧川彌右衛門	平尾喜三郎
		濱口儀兵衛
		田中德兵衛
		大澤徳太郎
		野村 德七
		アリマシテ、之が連署人數ハ二千八百二十
		三名デゴザイマス、是等ノ請願書ハ何レモ
		文書表未掲載デゴザイマス、八月五日開會
		致シマシタ、請願委員會特別報告ハ矢張リ同
		五日ニ提出致シテ居リマス、八月三日以後
		受領致シマシタル請願書ノ件數ハ十三件デ
		メートル法ヲ教授スルコトト爲シタルモノ
		一方日常ノ計算ニ習熟セシメ社會生活
		上必要ナル知識ヲ與フベキ算術教育ノ
		要旨ニ照シ尺貫法ヲ教授スル必要ア
		ルヲ以テ之ニ關スル教材ヲ加味シ來リ
		タルモ更ニ社會ノ實狀ニ鑑ミ尺貫法教
		授ノ分量ヲ増加シ日常生活ニ支障ナキ
		様努メ居レリ
		尙文部省トシテハ今後度量衡制度調查
		會ニ於ケル調査審議ノ結果ヲ俟チ質問
		ノ趣旨ニ付テモ十分考慮シ教育上萬遺
		憾ナキヲ期セントス
		右及答辯候也

男爵金子 有道 勝田 主計

小久保喜七 若尾 章八

樺山 資英

昭和十二年八月七日 内閣總理大臣 公爵近衛 文麿

貴族院議員侯爵松平頼壽殿

昭和十二年八月七日 商工大臣 吉野 信次

文部大臣 安井 英二

小坂 順造

藤山 雷太

滋澤 金藏

鎌吉

中村圓一郎

石川 三郎

根津嘉一郎

樺山 資英

藤山 雷太

滋澤 金藏

鎌吉

中村圓一郎

石川 三郎

根津嘉一郎

樺山 資英

藤山 雷太

滋澤 金藏

鎌吉

中村圓一郎

石川 三郎

根津嘉一郎

樺山 資英

藤山 雷太

滋澤 金藏

鎌吉

中村圓一郎

石川 三郎

根津嘉一郎

樺山 資英

藤山 雷太

滋澤 金藏

鎌吉

中村圓一郎

石川 三郎

根津嘉一郎

樺山 資英

藤山 雷太

滋澤 金藏

鎌吉

中村圓一郎

石川 三郎

根津嘉一郎

樺山 資英

藤山 雷太

滋澤 金藏

鎌吉

中村圓一郎

石川 三郎

根津嘉一郎

樺山 資英

藤山 雷太

滋澤 金藏

鎌吉

中村圓一郎

石川 三郎

根津嘉一郎

樺山 資英

藤山 雷太

滋澤 金藏

鎌吉

中村圓一郎

石川 三郎

根津嘉一郎

樺山 資英

藤山 雷太

滋澤 金藏

鎌吉

中村圓一郎

石川 三郎

根津嘉一郎

樺山 資英

藤山 雷太

滋澤 金藏

鎌吉

中村圓一郎

石川 三郎

根津嘉一郎

樺山 資英

藤山 雷太

滋澤 金藏

鎌吉

中村圓一郎

石川 三郎

根津嘉一郎

樺山 資英

藤山 雷太

滋澤 金藏

鎌吉

中村圓一郎

石川 三郎

根津嘉一郎

樺山 資英

藤山 雷太

滋澤 金藏

鎌吉

中村圓一郎

石川 三郎

根津嘉一郎

樺山 資英

藤山 雷太

滋澤 金藏

鎌吉

中村圓一郎

石川 三郎

根津嘉一郎

樺山 資英

藤山 雷太

滋澤 金藏

鎌吉

中村圓一郎

石川 三郎

根津嘉一郎

樺山 資英  
貴族院議員侯爵德川義親君外五名提出  
度量衡制度ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯  
書差進候

貴族院議員侯爵德川義親君外五名提出  
度量衡制度ニ關スル質問ニ對スル答  
辯書

ノハ、其中、二件、第三十四號ト第四十七號ハ、政府委員ノ御都合デ御出席ガナカツタ分ト、又擔當委員ノ方デ、御都合デ御缺席ニナリマシタ爲ニ審査ニ至ラナカツタノデゴザイマス、以上御報告致シマシタモノト第一回御報告ノモノトヲ合計致シマスト、都合委員會ハ三回開會シ、文書表報告ハ二回、委員會特別報告ハ二回提出致シタコトト相成ツテ居リマス、昨六日迄ニ受領致シマシタ請願書ノ總件數ハ六十四件、連署人數ハ四萬四千二百七十九名デアリマシテ、此中、文書表ニ掲載致シマシタモノガ四十九件、連署人數ガ四萬千四百二十四名ト相成ツテ居リマス、尙文書表未掲載ノモノガ十五件ゴザイマス、連署人數ガ二千八百五十五名、以上二回ノ委員會ニ於キマシテノ審査ノ結果、採擇ニ決シマシタモノハ、第一回特別報告ニ於キマシテ二十二件、第二回特別報告ニ於キマシテ十五件ト相成ツテ居リマス、以上ハ八月六日午後四時締切迄ノ御報告デゴザイマス

スルノデアリマスルケレドモ、現下ノ事情ニ於テハ誠ニ已ムヲ得ナイコトデアリマスルカラ、將來尙十分ニ注意シ戒心ヲスルト云フ御説明デアリマシタ、ソレカラ大シタ質問デモゴザイマセヌデ、討論ニ移リマシテ、別段議論モ出マセヌデ採決ニ移リマシテ、採決ノ結果、承諾ヲ與フベキモノトシテ可決ニナリマシタノデアリマス、此ノ段御報告ヲ致シマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 是ヨリ採決ヲ致シマス、十一件ニ對シ委員長ノ報告通リノ承諾ヲ與フルコトニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第十三、船員法改正法律案、日程第十四、通信事業特別會計ニ於ケル簡易生命保險及郵便年金ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、是等ノ二案ヲ一括シテ議題トスルコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス、委員長西郷侯爵

船員法改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十二年八月六日

委員長 侯爵西郷 從徳

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

通信事業特別會計ニ於ケル簡易生命保  
險及郵便年金ノ事務ノ取扱ニ要スル經  
費ニ關スル法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十二年八月五日

委員長 侯爵西郷 従徳

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

〔侯爵西郷從徳君演壇ニ登ル〕

○侯爵西郷從徳君 船員法改正法律案ノ委  
員會ノ經過竝ニ結果ノ御報告ヲ、極メテ簡單

ニ申上ゲマス、委員會ハ八月四日正副委員  
長ノ互選ヲ終リマシテ、引續キ委員會ヲ開

會致シマシタ、船員法改正法律案ハ本邦海  
運ノ進歩發展及社會情勢ノ著シキ變遷推移

ニ伴ヒ、現行船員法ハ實情ニ即セザルニ至  
リマシタルヲ以テ、船員ノ保護監督ヲ遺憾

ナカラシムルト共ニ、海運ノ健全ナル發展

ヲ期スルガ爲ニ改正ニナル案デゴザイマ  
ス、先ツ遞信大臣ノ説明ヲ伺ヒマシテ質問

ニ移リ、五日ニハ又司法大臣ノ説明ヲ承  
リ、六日迄各政府當局ト質疑應答ヲ重ネマ  
シタ、本法律ハ商法、刑法ニ關聯スルノミ  
ナラズ、船主、船長、高等船員、下級船員  
ハ申ス迄モナク、百般ノ船舶關係者ニ關係  
ヲ致シマスノデ、委員ト政府トノ間ニハ幾  
多ノ見解竝ニ意見ノ相違ガゴザイマシテ、  
殆ド次期通常議會ニ再提出シテハ如何ト云  
フヤウナ點ニ迄至リマシタ、詳細ハ速記錄  
ニ付テ御覽ヲ願ヒマス、幾多質疑應答中最  
モ重キヲ致シマシタ點ハ、高等船員ノ刑罰

問題ニアリマシテ、假ニ例ヲ擧ゲマスレバ

人命ニ關スルコトガアリマスノデ、事ハ直  
チニ社會問題トナリ易ク、而モ事實ハ海上

多大ノ損害ヲ伴フノミナラズ、時トシテハ  
可ナルコトハ申ス迄モナク、海員ハ多クハ

進運上優遇且尊敬スベキ紳士デアリマシ  
テ、其ノ自尊心ヲ傷ツケルト云フコトノ不

可ナルコトハ申ス迄モナク、海員ハ多クハ

運轉手ト云フヤウナモノト同様ニ見ルカト  
云フ點ニアリマシテ、船長ノ如キハ國家ノ

進運上優遇且尊敬スベキ紳士デアリマシ  
テ、其ノ自尊心ヲ傷ツケルト云フコトノ不

可ナルコトハ申ス迄モナク、海員ハ多クハ

人命ニ關スルコトガアリマスノデ、事ハ直  
チニ社會問題トナリ易ク、而モ事實ハ海上

多大ノ損害ヲ伴フノミナラズ、時トシテハ  
可ナルコトハ申ス迄モナク、海員ハ多クハ

令ヲ發スル事

四、政府ハ檢察當局ニ對シ海難ニ際シ船  
員ノ喚問取調ヲ爲スニ當リテハ充分ニ

船員ノ任務ヲ理解シ其ノ業務ニ支障ヲ  
來サマルヤウ注意スベキ旨訓令ヲ發ス

ル事

五、水先人ニ對シテモ船員ト同様ノ取扱  
ヲナス事

シテ原案ヲ全會一致可決致シマシタ、次ニ  
第二議案デゴザイマス通信事業特別會計ニ

終リニ採決ニ入リマシテ、右希望決議ヲ付  
シテ原案ヲ全會一致可決致シマシタ、次ニ  
第二議案デゴザイマス通信事業特別會計ニ

ケレバ兩案ノ採決ヲ致シマス、兩案ノ第二  
讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動  
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵西大路吉光君 贊成

○議長(伯爵松平頼壽君) 兩案ノ第二讀會  
ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題  
ニ供シマス、兩案全部、委員長ノ報告通り  
デ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 兩案ノ第三讀會  
ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵秋田重季君 贊成

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動  
會ヲ開キマス、御異議ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路吉光君 直チニ兩案ノ第三讀會  
ヲ開キマス、御異議ゴザイマセヌカ

リデ御異議ゴザイマセヌ力

「「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認

メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第十五、燃  
料國策ニ關スル建議案、公爵島津忠重君外  
五名發議、會議、書記官ヲシテ案文ヲ朗讀  
致サセマス

角倉書記官朗讀

名言話

〔左ノ提出文ハ朗讀ヲ經サルモ參照  
ノタメ茲ニ載錄ス〕

## 燃料國策ニ關スル建議案

貴族院規則第六十九條ニ依リ提出候也

卷之六

公爵島津 忠重 伯爵樺山 愛輔

男爵安保 清種

橋本圭三郎

真成者

公爵一條 寶孝

公爵山縣  
有道

公爵岩倉  
具榮  
侯爵西郷  
從徳

侯爵四條 隆愛

侯爵細川  
護立

舊約全書

儀範仲竹  
義春  
儀範并一  
三郎  
義寧人或  
通願

伊甸酒田宣政  
伊甸外我通鑑

仙巒用朴鑄太郎  
捷治  
白鷺印貢  
義之

伯爵柳原 義光  
伯爵兒玉 秀雄

伯爵林 博太郎 伯爵山田 英夫

伯爵溝口直亮  
伯爵酒井忠克  
男爵坂本俊篤

子爵大井 成元	子爵青木 信光	子爵冷泉 爲勇	子爵梅小路定行
松浦鎮次郎	子爵野村 益三	子爵片桐 貞央	子爵幣原喜重郎
關屋貞三郎	子爵立見 豊丸	子爵曾我 祐邦	子爵西大路吉光
子爵豊岡 圭資	子爵清岡 長言	子爵松平 保男	子爵井上匡四郎
子爵片桐 貞央	子爵松平 泰通	子爵加藤 子爵池田 政時	子爵高倉 優磨
子爵曾我 祐邦	子爵谷 儀一	子爵松平 忠壽	子爵秋月 種英
子爵立見 豊丸	子爵松平 乘統	子爵松平 泰通	子爵西四辻公堯
子爵豊岡 圭資	子爵八條 隆正	子爵保科 正昭	子爵新庄 直知
子爵片桐 貞央	子爵井上 勝純	子爵井上 勝純	子爵立花 種忠
子爵曾我 祐邦	子爵富小路隆直	子爵富小路隆直	子爵秋元 春朝
子爵立見 豊丸	子爵秋田 重季	子爵岩城 隆德	子爵米田 國臣
子爵豊岡 圭資	子爵岩城 隆德	子爵寶吉 純郎	子爵伊東 二郎丸
子爵片桐 貞央	子爵寶吉 純郎	子爵鍋島 直繩	子爵西尾 忠方
子爵曾我 祐邦	子爵安藤 信昭	子爵安藤 信昭	子爵米津 政賢
子爵立見 豊丸	子爵土岐 章	子爵土岐 章	子爵岡部 長景
子爵豊岡 圭資	子爵舟橋 清賢	子爵舟橋 清賢	子爵裏松 友光
子爵片桐 貞央	子爵高木 正得	子爵高木 正得	子爵戶澤 正己
子爵曾我 祐邦	子爵高木 正得	子爵高木 正得	子爵三室戶敬光
子爵立見 豊丸	子爵綾小路 護	子爵綾小路 護	子爵時田 廣城
子爵豊岡 圭資	子爵渡邊 暢	子爵渡邊 暢	子爵梅園 篤彥
子爵片桐 貞央	子爵三島 通陽	子爵三島 通陽	子爵毛利 元恒
子爵曾我 祐邦	子爵松平 康春	子爵松平 康春	子爵高木 正得
子爵立見 豊丸	子爵三島 通陽	子爵三島 通陽	子爵三島 通陽
子爵豊岡 圭資	子佐美勝夫	子佐美勝夫	子佐美勝夫

小山	松吉	男爵紀	俊秀
小幡	西吉	有吉	忠一
男爵千秋	季隆	男爵東久世秀雄	男爵千田 嘉平
二上	兵治	松村眞一郎	小原 直
林	賴三郎	後藤 文夫	
潮	惠之輔	平生鉢三郎	
若林	賣藏	内田 重成	
佐藤鐵太郎			
仁井田益太郎			
男爵今枝	直規	男爵赤松 範一	
太田	政弘	坂西利八郎	
下村	宏	塚本 清治	
男爵福原	俊丸	男爵菊池 武夫	
男爵有地藤三郎		結城豊太郎	
男爵井田	鑿桶	男爵淺田 良逸	
男爵今園	國貞	男爵岩倉 道俱	
男爵渡邊	汀	白根 竹介	
堀切善次郎		今井田清徳	
黒崎	定三	男爵飯田精太郎	
男爵辻		大橋 八郎	
男爵松尾	義夫	男爵高木 喜寛	
男爵前田	勇	男爵井上 清純	
男爵高崎	弓彥	男爵中村 謙一	
男爵周布	兼道	男爵東郷 均平	
男爵近藤	滋彌	男爵矢吹 省三	
男爵大森		男爵北島 貴孝	
男爵伊藤	佳一	男爵原田 熊雄	
男爵足立	文吉	男爵奥田 剛郎	
男爵關	豊	男爵伊藤 一郎	
基連	義壽	男爵伊藤 一郎	
男爵長			

男爵松田	正之	男爵橋元	正輝
男爵安場	保健	男爵渡邊	修二
男爵杉溪	由言	男爵肝付	兼英
男爵加藤	成之	男爵岩村	一木
男爵山根	健男	男爵德川	喜翰
男爵深尾隆太郎	山岡萬之助	橋本圭三郎	三浦 新七
遠藤	柳作	菅原 通敬	
田所	美治	有賀 光豊	
岡田	文次	八田 嘉明	
藤沼	庄平	松村 義一	
丸山	鶴吉	大塚 惟精	
樺山	學	加藤政之助	
深井	資英	土方 久徴	
瀧川	小坂	堀 啓次郎	
儀作	英五	菊池 恭三	
松本	順造	小倉 正恒	
真平	鶴吉	林 平四郎	
根津嘉一郎	英五郎	上郎 清助	
金杉英五郎	儀作	名取 忠愛	
磯村豊太郎	松本辰二郎	武井覺 太郎	
橋本辰二郎	真平	宇野 勇作	
金子元三郎	根津嘉一郎	長野 忠次	
久米田新太郎	仲田傳之鬆	油井 德藏	
仲田傳之鬆	細田安兵衛	宇野	
細田安兵衛	松本勝太郎	濱口儀兵衛	
岩田 宿造	大澤德太郎	田中德兵衛	
三木與吉郎	風間八左衛門		
金成 通	小野 耕一		
絲原武太郎	金岡又左衛門		
米原 章三			

大和田健三郎

岩崎 清行

松岡 潤吉

氏家 清吉

瀬川彌右衛門

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

岩崎 清行

燃料國策ニ關スル建議

燃料問題ハ時局ニ鑑ミ國策上一日モ忽ニ

スルコト能ハス政府へ單リ人造石油事業

ノ獎勵ニ止マラス此際更ニ力ヲ天然資源

ノ開發ニ致シ速ニ確乎タル自給自足ノ燃

料國策ヲ樹立スヘシ

右建議ス

○議長(伯爵松平頼壽君) 発議者島津忠重

君ノ登壇ヲ望ミマス、發言ヲ御許シシマス

(公爵島津忠重君演壇ニ登ル)

○公爵島津忠重君 只今日程ニ上リマシタ

燃料國策ニ關スル建議案ニ付キマシテ、大

體ノ趣旨ヲ申述ベマス、國防上及產業上、

液體燃料ノ供給ヲ確保スルコトハ現下ノ我

ガ國ニ於ケル其ノ需給ノ實情ニ鑑ミマシテ、極

メテ緊要ナル重大事デアリマス、人造石油製

造事業法案ガ既ニ兩院ヲ通過致シマシテ、

液體燃料ノ產額ハ將來年ト共ニ增加スル傾

向ニアリマスガ、一朝有事ノ際、之ヲ以テ

シテ果シテ自給自足ヲ持シ得ルヤ否ヤ、未

ダ遽カニ十分ノ信賴ヲ置クニ足ラザルノ感ガ

アルノデアリマス、仍テ政府ハ此ノ際急遽、

ニ確乎タル自給自足ノ燃料國策ヲ樹立セラ

レムコトヲ希望致シマス、即チ政府ガ積極

的ニ力ヲ此ノ方面ニ致サルコトハ、今日  
ノ場合最モ緊要デアラウト思フノデアリマ

ス、是レ即チ本建議案ヲ提出スル所以デア  
リマス、何卒諸君ノ御賛同ヲ仰ギタク、切

ニ御願スル次第デアリマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 是ヨリ採決ヲ致

シマス、本建議案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ願

ヒマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 全會一致ト認メ

マス、商工大臣ヨリ發言ノ要求ガゴザイマ

シタ、御許シヲ致シマス

(國務大臣吉野信次君演壇ニ登ル)

○國務大臣(吉野信次君) 只今決議ニ相成

リマシタ建議案ノ御趣旨ニハ、政府ニ於キ

マシテモ全ク同感デゴザイマスカラ、今後

國ノ内外ニ亘リ、石油天然資源ノ開發助成

ニ付キマシテハ、一段ノ努力ヲ致ス考デゴ

ザイマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 是ニテ一時休憩

ヲ致シマシテ、休憩後ハ三時半再開ノコト

ニ致シタイト存ジマス、併シ委員會ノ都合

ニ致シタイト存ジマス、併シ委員會ノ都合

至同 年三月昭和十年度豫備金外ニ

於テ豫算超過及豫算外支出ノ件

自昭和十一年一月

至同 年三月昭和十年度特別會計第

二豫備金支出ノ件

自昭和十一年一月昭和十年度特別會計豫

備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件

昭和十一年度第二豫備金支出ノ件

昭和十二年度特別會計豫備金支出ノ件

昭和十二年度豫備金外ニ於テ豫

算外支出ノ件

本日本院ニ於テ可決シタル左ノ建議ハ文書

ヲ以テ直ニ之ヲ政府ニ呈出セリ  
燃料國策ニ關スル建議

本日本院ニ於テ可決シタル左ノ建議ハ文書

ニ於テ可決シタル左ノ建議ハ文書

本日本院ニ於テ可決シタル左ノ建議ハ文書

會議ヲ開キマス、委員長ヨリ報告書ノ提出ガアリマシタ、昭和十二年度歲入歲出總豫算追加案、第四號及昭和十二年度各特別會計歲入歲出豫算追加案、特第四號、豫算外國庫ノ負擔トナレベキ契約ヲ爲スヲ要スルノ件、追第一號、是等ノ三案ヲ此ノ際議事日程ニ追加シテ、一括シテ議題トナシ、委員長ノ報告ヲ煩シタイト存ジマス、御異議ハゴザイマセヌカ  
(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス、委員長林伯爵

一昭和十二年度歲入歲出總豫算追加案(第四號)

昭和十二年度歲入歲出總豫算追加案(第四號)

豫算追加案(特第四號)、豫算外國庫ノ負擔トナレベキ契約ヲ爲スヲ要ス(追第一號)可決報告書

北支事件特別稅法案可決報告書

昭和十二年法律第四十九號中改正法律案

關スル法律案

本日本院ニ於テ承諾スルコトヲ議決シタル

及郵便年金ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ニ

左ノ政府提出案ハ直ニ之ヲ奏上シ又承諾ス

昭和十年度特別會計第一豫備金支出ノ件

昭和十年度滿洲事件第一豫備金支出ノ件

自昭和十一年一月昭和十年度第二豫備金

支出ノ件

自昭和十一年一月昭和十年度豫備金外ニ

於テ豫算超過及豫算外支出ノ件

百貨店法案

貿易及關係產業ノ調整ニ關スル法律案

貿易組合法案

工業組合法中改正法律案

ノ通牒ヲ受領セリ

特別會計ニ於ケル北支事件特別稅收入ニ

相當スル金額ヲ一般會計ニ繰入ルルコト

ニ關スル法律案可決報告書

本日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府

提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セル旨

ノ通牒ヲ受領セリ

特別會計ニ於ケル北支事件特別稅收入ニ

相當スル金額ヲ一般會計ニ繰入ルルコト

ニ關スル法律案可決報告書

北支事件特別稅法案可決報告書

昭和十二年法律第四十九號中改正法律案

關斯ル法律案

本日本院ニ於テ承諾スルコトヲ議決シタル

右衆議院ヨリ受領シタル各案ヲ審査シ總  
衆議院議決案ノ通可決スヘキモノナリ  
ト議決セリ依テ及報告候也

昭和十二年八月七日  
委員長 伯爵林 博太郎

貴族院議長伯爵松平頼壽殿  
貴族院議長伯爵林博太郎君演壇ニ登ル

○伯爵林博太郎君 只今上程相成リマシタ  
昭和十二年度歲入歲出總豫算追加、第四號、  
同各特別會計歲入歲出豫算追加、特第四號、  
豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約爲スヲ要  
スル件、追第一號ノ、豫算委員會ノ經過並  
ニ結果ヲ御報告致シマス、一、追加第四號ハ  
歲入歲出共ニ四億一千九百六十餘萬圓デア  
リマス、歲入ノ内譯ハ北支事件特別稅六千  
六百五十餘萬圓、特別會計ヨリ北支事件費  
財源ノ受入二百八十餘萬圓、北支事件費ノ  
財源ニ充ツベキ公債金ノ増加三億千十餘萬  
圓、北支事件ノ財源ニ充ツベキ借入金三千  
六百五十餘萬圓、前年度剩餘金繕入ノ增加  
額、北支事件特別稅徵收ニ付テ申  
計カラノ繕入金ハ、一般會計ノ北支事件ニ  
關スル財源ニ充テル爲ニ關東局、朝鮮總督  
府、臺灣總督府、樺太廳ノ各特別會計ニ於  
ケル北支事件特別稅收入濟額カラ、徵稅費  
ヲ控除シマシタ殘額ニ相當スル金額方計上  
サレアルノデアリマス、北支事件ノ財源  
廳ノ各特別會計ニ屬シテ居ルモノデアリマ  
サレテアルノデアリマス、北支事件ノ財源

年年度ノ見込額ハ、朝鮮總督府特別會計ニ於  
テ、特別稅ノ收入ハ百六十萬九千餘圓デア  
リマス、之ニ要スル徵稅費ガ三萬六千圓、  
差引繕入金五百十八萬三千餘圓、臺灣總督

府特別會計ニ於キマシテハ、特別稅ノ收入  
ガ百九萬九千餘圓、徵稅費ガ三萬四千圓掛  
リマシテ、差引繕入ノ額ハ百六萬五千餘圓  
トナツテ居リマス、樺太廳ノ特別會計ニ於

テハ、特別稅ノ收入額ガ七萬四千餘圓、徵  
稅費ニ六千圓掛リマシテ、差引繕入ノ額ガ  
六萬八千餘圓デアリマス、以上ハ拓務省ノ

所管デアリマシテ、總額二百七十一萬七千  
餘圓トナツテ居リマス、又關東局特別會計ニ

於キマシテハ、此ノ外ニ北支事件ノ經費ガ  
追加サレテアルノデアリマス、即チ關東局

特別會計デ計上シマシタ額ハ三十二萬餘圓、  
此ノ中北支事件費特別稅ノ歲入ガ十七萬餘

圓、徵稅費ニ掛タ一萬圓ヲ除キマシテ十六  
萬餘圓デアリマス、北支事件ニ關シマシテ  
管内ノ治安維持ノ必要上、是ハ地理的ノ關

係デ非常ニ重大ナ必耍ガアリマスノデ、十  
四萬圓ガ計上サレテアリマス、是ハ警備ヲ

守ラレルカ、ドウデアルカト云フ質問ニ對  
シマシテ、商工大臣ハ特別委員會ニ於テ述

伊ト云フヤウナ御話ガアッタガ、ソレデモ尙

博覽會以外ニハ射俸心ヲ釣ルヤウナ方法ハ  
ト思フガ此ノ點ハドウデアルカ、政府ノ答

辯ニハ、他ノ費用ニ充テル考ハ少シモナイ  
面ノ費用ニ流用スルト云フコトハイケナイ

ト思フガ此ノ點ハドウデアルカ、政府ノ答

辯ニハ、他ノ費用ニ充テル考ハ少シモナイ  
ト云フコトデアリマス、又二千六百年記念

上サレテ居リマス、大藏省所管ニアリマシ  
テハ、北支事件第一豫備金ノ增加ガ六千萬

圓、北支事件特別稅徵收ニ付テ申  
計カラノ繕入金ハ、一般會計ノ北支事件ニ  
關スル財源ニ充テル爲ニ關東局、朝鮮總督

府、臺灣總督府、樺太廳ノ各特別會計ニ於  
ケル北支事件特別稅收入濟額カラ、徵稅費  
ヲ控除シマシタ殘額ニ相當スル金額方計上  
サレアルノデアリマス、北支事件ノ財源  
廳ノ各特別會計ニ屬シテ居ルモノデアリマ  
サレテアルノデアリマス、北支事件ノ財源

統制ヲショウトスルカト云フ質問デアリマス、政府ハ之ニ對シテ、防護團、防火團ト云フモノト町會トノ關係ハ色々コトヲ耳ニシテ居リマス、當局ニテモ出來ルダケ早ク統制ガ取レテ、ソレガ徹底スルヤウニスルコトニ努メルト云フ考デアルト云フ答辯ガアリマシタ、他ニ重要ナル質問モアリマシタガ、是ハ祕密ノ問答デアリマスカラ此處ニハ差控ヘマス、是ヨリ討論ニ入りマシテ、一委員カラ贊成意見ノ發表ガアリマシタ、豫算案ヲ檢討シテ見マスト、大部分ハ北支事件費デアリマス、而シテ其ノ財源ハ公債ト増稅トノ兩者併用デアル、併シナガラ是ハ適切ナル編成法デアルト考ヘル、併シ事件ノ前途如何ニモ見透シガ付カナイ、其ノ計算ガ明確ナリヤ否ヤ分ラナイノハドウモ是ハ已ムヲ得ナイト思フ、局地不擴大ノ目的ヲ以テ、隱忍ニ隱忍ヲシテ支那ノ反省ヲ求メツ、アルニモ拘ラズ、中央軍ノ北上シツ、アルヤウナ噂ヲ聞イテ居ル、其ノ前途ハ分ラナイ、斷乎不動、東洋ノ平和ノ爲ニ、正義觀念ニ基キマシテ公債増稅ニ應ズベキデアル、北支ノ我ガ將士ノ忠勇艱苦ヲ想ヒ起シマスト云フト、負擔ト云フ如キコトヲロニスベキ場合デハナイト考ヘル、軍民融合ノ精神ニ則リ、祖國愛ヲ傾注シテ邦家ノ爲ニ盡スベキ時デアルト考ヘマス、仍テ本豫算ニ贊成スルト云フコトヲ言ハレタノデアリマス、午前十一時採決ニ入りマシテ、全部政府原案通り可決ニ相成リマシタ、右御報告ヲ終リマス

リマス、前田子爵

〔子爵前田利定君演壇ニ登ル〕

○子爵前田利定君演壇ニ登ル  
マスル豫算各案ヲ検討致シテ見マスルト云  
事件ニ關係ヲ持ツテ居リマスモノデアリマス、  
斯、之ヲ賄ヒマス財源ハ公債ニ依ルノ外、  
一部臨時の増税ニ之ヲ求メマシテ、之ヲ  
併用スル仕組ニナツテ居ルノデアリマス、  
現下ノ我ガ財政ノ實勢ニ於キマシテ、誠  
ニ妥當ナル編成デアルト思ヒマス、唯  
本件ガ前途見据エノ未ダ付カザル今日ニ於  
キマシテ、果シテ豫算ノ數量ガ正鶴ヲ得テ  
居ルヤ否ヤト云フコトニ付キマシテハ、尙  
論議ノ餘地ガアルト思ヒマス、併シ大體ニ  
於テ之ヲ認ムモノデアリマス、北支事件  
發生以來、我ガ態度ハ局地解決ヲ目標ト致  
サレマシテ、事件不擴大方針ニ終始セラ  
レ、又之ヲ念願トシテ隱忍自重、彼ノ誤謬  
ヲバ正シ、其ノ反省ヲ促シテ居タノデアリ  
マス、之ガ爲ニハ多大ナル勞力ヲ拂ツ  
タノデアリマス、元來日本ガ支那ニ求メル  
所ノモノハ、彼ノ領土ニ非ズシテ、東洋平和ヲ  
確保ノ爲ニ日支兩國ノ眞ノ和親提携ニアル  
ノデアリマス、申上ゲル迄モナク東洋永遠  
ノ平和ヲ確保致シマスルコトハ、我ガ大日  
本帝國ノ重大ノ使命デハアリマスケレドモ、  
ヒマス、東洋ニ位置スル所ノ日支ノ兩國ガ、  
東洋平和ノ爲ニ相提携シ和親ヲスルト云フ  
テモ、其ノ片棒ヲ荷フベキ筋合デアルト思  
コトハ、兩國ニ共通スル所ノ使命デアルト

私ハ信ズルノデアリマス、而シテ此ノ日支ノ和親提携ト云フコトニ付キマシテハ、我ガ全國民ヲ通ジマシテ支持シ、一致シテ居ル所ノ常ニ變ラザル所ノ對支方針デアルト思ヒマス、彼ノ毎日抗日ヲ高唱致シマシテ、我ガ日本ヲ仇敵視シ、我ニ反對的行動ヲ執ラムトスルガ如キコトハ、彼ノ爲ニ計ツテ甚ダ吉ナラズ、又其ノコトハ不可能デアリマシテ、不正義千萬ナル次第デアリマス、畢竟ズルノニ彼ハ反省自覺ガ、彼ノ迷惑ノ爲ニソレノ出來ナイコトニ起因スルモノデアラウト思フノデアリマス、サレバ我ガ皇軍ニ於カレマシテモ、蘆溝橋事件以來、各地各所ニ於テノ彼ノ不法射擊ヲ受ケ、遂ニハ天津ノ襲撃トナリ、通州ノ虐殺トナリマシタ、佛ノ顔モ三度ト申シマスガ、幾度トモ知レナイ彼ノ不信行爲ニ對シマシテハ、堪忍ノ袋ノ緒ヲ切リマシテ、我ガ皇軍ハ猛然トシテ正義膺懲ノ擧ニ出デ、火蓋ヲ切ツテ放タレタノデアリマス、幾日ヲ待タズシテ當面ノ敵ヲ撃擣シマシテ、平津一帶ノ方面ヲ鎮定致サレマシタ、併シナガラ徒ラニ戰捷ノ餘威ヲ驅テ軍ヲ長驅セシメズ、僅カナル部隊ヲ長辛店方面ニ止メテ、其ノ他ノ兵ハ多ク之ヲ收メ、殘敵ヲ掃擣シ、平津ノ治安維持ニ留意フサレマシテ、尙且徐ロニ彼ノ反省自覺ノ日ノ來ルノヲ待ツテ居ラレルノデアリマス、恰モ慈母ガ、不孝ノ子供ガ一日モ早ク悔悟シテ溫キ母ノ膝ノ下ニ來ラムコトヲ待ツ如キ態度デアリマス、彼ノ通州ノ虐殺ノ如キ、鬼畜ニ等シキ暴虐無道ナル彼ノ保安隊ニ對シテモ、我ガ皇軍ハ

單ニ其ノ武器ヲ取上ゲタニ止リマシテ、ソレ等ノ兵士ニ對シマシテ一ツノ面打ヲモ加ヘザル如キ、我ガ皇軍ノ正義ニ立脚シ、實ニ仁義ノ軍トモ申スベキ、佛陀ノ慈愛ヲ舍信ト不法ノ行爲ヲ連續シマシテ、今日尙和平和解ハ絶對ニ不可ナリト強調ヲシテ居リマシテ、二十九軍ノ殘敵ノ集結ヲ急ギ、中央軍ヲ續々トシテ北上ノ途ニ著カシメテアルノデアリマス、我レ戰ヲ挑ムニ非ズ、我レ戰ヲ好ムニ非ザレドモ、彼ノ出様如何ニ依リマシテハ兩國ノ間ニ如何ナル關係ガ惹起サレマスカ、今日測リ知レナイノデアリマス、我々國民ハ更ニ／＼重大ナル決意ト覺悟ヲ促スコトノ已ムヲ得ナイ場合ニ立到ルモ保セラレナインデアリマス、然レドモ我ニ於キマシテハ斷乎トシテ不動ノ決意ヲ持チ、東洋永遠ノ平和ヲ確保スルニ付キマシテハ、已ムニ已マレナイン場合ニ於キマシテハ、彌陀ノ利劍ヲ振翳シマシテ彼ノ頭ニ加ヘ、抗日侮日ノ勢力ヲ粉碎シ、彼ノ迷妄ヲ掃致シマシテ、東洋ノ安定ハ眞ニ日支兩國ノ和親提携ニ依ツテ初メテ美シキ果實アリマス、今回ノ豫算案ハ此ノ國民的正義觀念ガ溢れル程ニ盛ツテアルノデアリマス、其ノ財源ノ一部ヲ現代國民ガ負擔致シマスト云フコトハ、北支ノ野ニ我忠勇ナル將兵ガ、力戦苦闘ヲ致シテ居リマスコトニ相俟チマシテ、我々共ガ愛國ノ精神ノ一端ヲ披云フコトハ、北支ノ野ニ我忠勇ナル將兵

軍民融合ノ實ヲ擧グル 一ツデアラウト思ヒ

北支事件特別稅法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

下ニ奔馳シテ君國ノ爲ニ死生ノ巷ニ出入シ  
テ居ノマハノ哉ゾ思勇、將三、二、思三卒

テ居リマスル我ガ忠勇ノ將士ノ上ニ思ヒ浮  
ベマシタナラバ、斯様ナル負擔ノ上ニ付キ

マシテ彼此申スコトニハ當ラヌト思フノデアリマス、或ニ共ニ、統後ノ國民・教ノアン

テ、國防獻金ヲ致スト同様ノ氣持ヲ以チマ

シテ、此ノ負擔ヲ敢テスルト云フコトハ、  
所謂我ガ祖國アノ日本、比ノ日本ニ付ム

所詮我方祖國外ル日本此ノ日本ニ對スル  
祖國愛ノ一齊射擊ノ外ニナイト思フノデア

リマス、此ノ意味ヲ以チマシテ私ハ豫算各案ニ付シマシテ、之ヲ賛成ヌベノ者、一八

案ニ對シマシテ 之ヲ贊成シタル者ノ一人  
デアリマス

〔拍手起ル〕

○議長（伊藤松平輔義君）是ニテ詒誦云絶リマス、是ヨリ採決ヲ致シマス、三案全部

ヲ問題ニ供シマス、原案ニ同意ノ諸君ノ起  
立ヲ願ニマス

立元駿也

○議長(伯爵松平頼壽君) 全會一致アリ

○義長(白崎公子 著) 義長の最後

○議長(伊藤松平朝春君) 委員長ヨリ報告  
ノ提出ガアリマシタ、北支事件特別稅法案、

昭和十二年法律第四十九號中改正法律案及  
特別會計於アレ比支事件特別稅收入ニ用

特別會計ニ於外ハ北支事件特別積收ノニ相  
當スル金額ヲ一般會計ニ繰入ルコトニ關

スル法律案、以上三案ヲ此ノ際議事日程ニ追加シ、一括ソテ議題トナスコトニ御異議

ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

煩シマス、酒井忠正君

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及 報告候也	貴族院議長伯爵松平賴壽殿	貴族院議長伯爵酒井忠正
昭和十二年法律第四十九號中改正法律 案	貴族院議長伯爵松平賴壽殿	貴族院議長伯爵酒井忠正
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及 報告候也	委員長 伯爵酒井 忠正	委員長 伯爵酒井 忠正
昭和十二年八月七日	貴族院議長伯爵松平賴壽殿	貴族院議長伯爵松平賴壽殿
特別會計ニ於ケル北支事件特別稅收入 ニ相當スル金額ヲ一般會計ニ繰入ルル コトニ關スル法律案	委員長 伯爵酒井 忠正	委員長 伯爵酒井 忠正
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及 報告候也	貴族院議長伯爵松平賴壽殿	貴族院議長伯爵松平賴壽殿
昭和十二年八月七日	委員長 伯爵酒井 忠正	委員長 伯爵酒井 忠正
○伯爵酒井忠正君	貴族院議長伯爵松平賴壽殿	貴族院議長伯爵松平賴壽殿
三案ニ付キマシテ、其ノ特別委員會ノ經過 日開キマシテ、正副委員長ノ選舉ニ引續キ マシテ、大藏大臣ヨリ案ノ内容ノ説明ヲ聽 取致シタノアリマス、本日更ニ開キマシ テ質問應答ヲ重ねタノアリマス、北支事 件特別稅法案ハ北支事件費ノ一部ニ充テル 爲ニ、所得稅竝ニ臨時利得稅ノ増徵ヲ爲ス ト共ニ、比較的高率ノ配當金又ハ高利率ノ公 社債ノ利子ニ對シマシテ特別稅ヲ課スルト 來	貴族院議長伯爵松平賴壽殿	貴族院議長伯爵松平賴壽殿

共ニ、數種目ノ特殊物品ニ對シテ、特殊物品消費稅ヲ課セムトスルモノデアリマス、  
其ノ歲入ハ昭和十二年度竝ニ昭和十三年度ヲ合シマシテ一億百餘萬圓デアリマシテ、  
尙關東州、朝鮮、臺灣、樺太ニ於キマシテ  
モ同趣旨ノ課稅ヲ爲サムトスルモノデアリマス、外ニ法案モ亦北支事件費財源ニ關ス  
ルモノニアリマス、委員會ニ於キマシテ、  
極メテ熱心ナ質問ガ行ハレマシタ、其ノ主  
ナルモノノ要點ト、之ニ對シマスル政府ノ  
應答ノ内容ヲ申上ダトイ存ジマス、先ヅ  
北支事件特別稅法案ノ立法ノ理由ニ關スル  
質問ニ對シマシテハ、政府ハ今回ノ北支事  
件費ハ勿論財政上ノ必要ヨリ出デシコトデ  
アルガ、一面時局ニ對スル認識ノ上ヨリモ、  
一部ハ之ヲ現代ノ國民ノ負擔ニ求メルノヲ  
適當ト認メテ、此ノ程度ノ特別稅ヲ課スル  
コトトシタト云フ答デアリマス、次ニ事件  
ガ長引イタ時ハ、此ノ一時的課稅ヲ更ニ繼續  
スル考カト云フ質問ニ對シマシテ、政府  
ハ今回提出致シタ特別稅ハ全ク一時的ニ設  
ケタモノデアル、是ハ事件不擴大ノ方針ノ  
下ニ立案シタモノデアルガ、萬一事件ガ支  
那ノ出様ニ依ツテ更ニ擴大致スト云フヤウ  
ナコトガアツタナラバ、其ノ際適當ノ措置ヲ  
講ズルト云フ答デアリマシタ、尙增稅ハ國  
民ノ負擔ノ均衡ヲ圖ル所ノ稅制整理ヲ整ヘ  
タ上デ以テ行フノヲ本則ト考ヘルガ、此ノ  
點ニ關スル政府ノ所見ヲ質シマシタノニ對  
シマシテ、本特別稅ハ一時的ノモノデアル  
カラ、現行稅法ノ上ニ大體ノ基本ヲ置イタ  
ノデアルケレドモ、此ノ增稅ハ稅制整理ト  
ハ全ク別個ノモノトシテ、切離シテヤル考  
デアルノデ、國民負擔ノ均衡ノ問題ハ、將  
來中央、地方ヲ通ジテ稅制整理ノ際ニ、慎

重考慮致シタイト云フ答デアリマシタ、其ノ他増稅ハ物價ニ影響ヲ及スト思フガ、物價騰貴ノ傾向ニアル今日、增稅スル結果ニ付テ政府ハ如何ニ考ヘテ居ルカト云フ質問ニ對シマシテハ、今回ノ課稅ガ直接影響ヲ及スペキ特殊物品消費稅ハ、其ノ課稅種目ガ特殊物品ニ限定シテアルカラシテ、物價ニ及ス影響ハ少イト考ヘルト云フコトデアリマンタ、又高利公債借換ノ意思ハナイカト云フ質問ニ對シマシテ、此ノ問題ニ付テハ慎重調査ノ上、將來善處ヲシタイト云フ答デアリマシタ、尙特殊物品消費稅ヲ課スル理由並ニ特殊物品ノ内容ニ付テノ質問、公債消化ノ問題等ニ付テ、質問應答ガ行ハレタノデアリマス、質問ヲ終了致シマシテ討論ニ移ツタノデアリマスルガ、其ノ際委員ヨリソレ<sup>ド</sup>賛成ノ意見ガ開陳サレタノデアリマスガ、其ノ中ニ述べラレマシタ希望ヲ總括シテ申上ゲタイト思ヒマス、今回ノ増稅ハ以前三億ノ大増稅ヲナシ、其ノ上ニ更ニ一億圓ヲ盛ルト云フコトハ、稅制ノ上カラ論ズレバ良イヤリ方トハ申セナイ、併シ此ノ度ノ經費ハ絶對的ノモノデアル財政上已ムヲ得ザルモノト言ハナケレバナラナイ、政府ハ其ノ施行ニ當ツテ十分ニ注意ヲナスコトハ勿論デアルガ、又一面ニ於テ負擔不均衡ヲ是正スルノ根本的稅制ヲ樹立致シテ速カニ議會ニ其ノ案ヲ提出サレタイ、又此ノ度ノ事件ニ付テ既ニ五億以上ノ經費ヲ要シテ居ルコトヲ見テモ、國家財政經濟上重大ナ秋デアル、國民モ之ニ對シテ重大ナル覺悟ヲ以テ當ルベキデアルト共ニ、又政府ニ於テモ此ノ度ノ增稅ヲ、國民ノ愛國ノ精神ニ重キヲ置ク趣旨ヲ明カニシテ、其ノ徵稅方法等ニ付テモ留意サレタイ、又此ノ度ノ增稅ハ全ク一時的ノモ

ノデアルコトヲ明カニシテ、又其ノ財源ヲ  
最モ效果的ニ用ヒラレタイ、更ニ財政ノ膨  
脹ガ物價ニ影響ヲ及スモノノデアルカラシ  
テ、政府ハ國民生活ノ安定ニ一層留意セラ  
レタイト云フヤウナ希望ノ意見モ述ベラ  
タノデアリマス、次イデ討論ヲ終リマシテ  
採決ニ移リマシタ處、三案共全會一致ヲ以  
テ原案通り可決致サレタノデアリマス、右  
御報告申上ゲマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 別ニ御發言モナ  
ケレバ三案ノ採決ヲ致シマス、三案ノ第二  
讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナシト認  
メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ各案ノ第一讀  
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵秋田重季君 贊成

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動  
議ニ御異議ゴザイマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナシト認  
メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 三案ノ第二讀會  
ヲ開キマス、御異議ナケレバ全部ヲ問題ニ  
供シマス、三案全部、委員長ノ報告通リデ  
御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナシト認  
メマス

○子爵秋田重季君 贊成

○議長(伯爵松平頼壽君) 直チニ各案ノ第三讀  
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナシト認  
マス  
○議長(伯爵松平頼壽君) 三案ノ第三讀會  
ヲ開キマス、三案全部、第二讀會ノ決議通  
リデ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕  
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナシト認  
メマス  
○議長(伯爵松平頼壽君) 報告ヲ致サセマ  
ス

第一號表

前項ノ傷病ノ程度ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

ハ下士官以下ノ軍人公務ノ爲傷痍ヲ受ケ  
又ヘ疾病ニ罹リ別ニ勅令ノ定ムル程度ニ  
達シ失格原因ナクシテ之力爲退職シ又ヘ  
退職後ニ改ム







○議長(伯爵松平頼壽君) 本日ノ議事ハ是ニテ全部終了致シマシタ、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後四時四十四分散會

官報號外 昭和十二年八月八日 貴族院議事速記錄第十一號

一二八